

Q1 通行止めにより一旦高速道路を降り、再度乗り継いだ場合の料金調整について教えてほしい。

通行止めにより一旦高速道路を流出し、その先の高速道路に乗り継がれる場合の通行料金につきましては、次のような取扱いをいたします。

<ETCをご利用のお客様>

そのままETCレーンをお通りいただくことにより、後日、通行料金の乗り継ぎ調整をさせていただきます。

休日特別割引をご利用の場合も、後日、通行料金の乗り継ぎ調整をさせていただきます。

<ETCをお持ちで無いお客様>

最初の出口料金所では、いったん(それまでの区間の)通行料金をお支払いください。当該料金所でお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」をお持ちいただき、乗り直した後の出口料金所で提出していただきますと、乗り継ぎ調整をさせていただきます。

※今回の地震の影響に伴う通行止めでは、次の料金所で流出された場合に、乗り継ぎ調整を行っています。(8月14日午後1時現在)

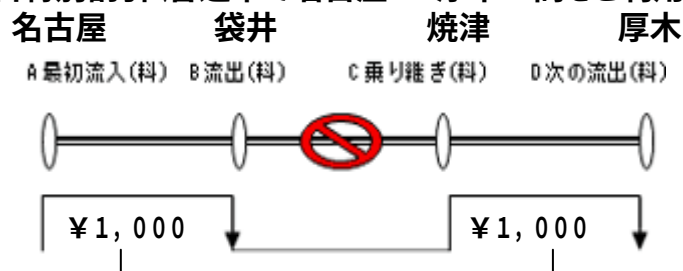
	上り方向
通行止めIC	袋井IC
手前のIC	磐田IC、浜松IC

※通行止めに伴う料金調整について、詳しくは4ページ以降をご覧ください

Q2 通行止めにより一旦高速道路を降り、再度乗り継いだ場合、休日特別割引はどうか教えてほしい。

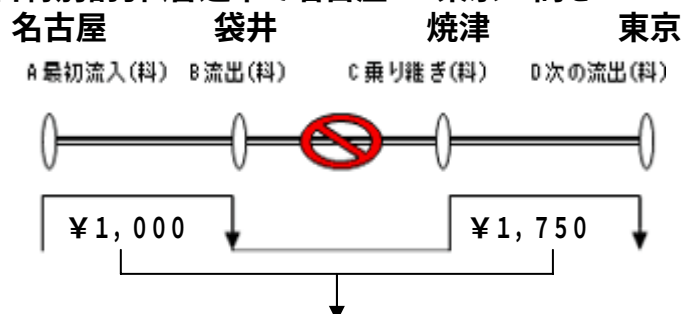
休日特別割引をご利用の際に、通行止めにより一旦高速道路を流出し、その先の高速道路に乗り継がれる場合には、そのままETCレーンをご利用いただくことにより、流出前の走行と再流入後の走行を一連の走行とみなして、休日特別割引を適用させていただきます。

例1. 休日特別割引（普通車で名古屋IC・厚木IC間をご利用）の場合



2つのご走行を一連の走行とみなし、合計¥1,000をご請求いたします。

例2. 休日特別割引（普通車で名古屋IC・東京IC間を6-22時にご利用）の場合



2つのご走行を一連の走行とみなし、合計¥1,750をご請求いたします。

Q3 名古屋方面から東京方面へ中央自動車道を通行し、東富士五湖道路等を経由して東名高速道路に乗り継いで東京方面に向かう場合、休日特別割引の取り扱いはどうなるのか教えてほしい

休日特別割引が適用される場合のみの取扱いです（休日特別割引が適用されない場合は、本乗継特例の取扱いはございません）。

休日特別割引をご利用の際に、中央道自動車道から東富士五湖道路等を経由して、東名高速に乗り継がれるようなご利用が見込まれることから、2009年8月13日

(木) から8月16日(日)までの間、休日特別割引の乗継特例の対象区間を一部追加しております(中央自動車道を通行した場合における休日特別割引の時間判定については、Q9をご覧ください)。

1. 休日特別割引の乗継特例の対象として追加される区間

- ・御殿場IC(東名) ←(6時間以内)→ 須走(料)(東富士五湖道路)
- ・清水IC(東名) ←(6時間以内)→ 増穂IC(中部横断道)
- ・富士IC(東名) ←(6時間以内)→ 増穂IC(中部横断道)
- ・西富士(料)(西富士道路) ←(6時間以内)→ 増穂IC(中部横断道)
- ・富士IC(東名) ←(6時間以内)→ 河口湖IC(中央道)
- ・西富士(料)(西富士道路) ←(6時間以内)→ 河口湖IC(中央道)
- ・富士IC(東名) ←(6時間以内)→ 甲府南IC(中央道)
- ・西富士(料)(西富士道路) ←(6時間以内)→ 甲府南IC(中央道)
- ・一宮御坂IC(中央道) ←(6時間以内)→ 富士吉田(料)(東富士五湖道路)
←(2時間以内)→ 須走(料)(東富士五湖道路) ←(6時間以内)→ 御殿場IC(東名)
- ・甲府南IC(中央道) ←(6時間以内)→ 富士吉田(料)(東富士五湖道路)
←(2時間以内)→ 須走(料)(東富士五湖道路) ←(6時間以内)→ 御殿場IC(東名)

2. 実施期間

2009年8月13日(木) から2009年8月16日(日) まで

●休日特別割引の乗継特例について

休日特別割引の地方部料金の 1,000 円上限は1回の支払い単位で適用します。ただし、以下の3つの要件をすべて満たした場合、乗り継ぎの特例として、複数の支払い単位でも、地方部区間の割引後料金を合算し、合算後の地方区間の割引後料金が1,000円を超えた場合は、地方部区間の料金を1,000円とします。

①特定料金所間を指定時間以内に乗り継いだ場合

→例えば須走料金所を通過してから6時間を越えて御殿場インターに流入した場合は**本乗継特例の対象となりません**

②各支払い単位ごとの利用で休日特別割引が適用された場合

→例えば名古屋ICから一宮御坂ICのご利用で休日特別割引が適用されても、その次の東富士五湖道路、御殿場から東京のご利用が休日特別割引が適用外(8/17以降の利用)であれば、**本乗継特例の対象とはなりません**

③乗継前の走行の流出日の翌々日までに乗継後の走行を流出した場合

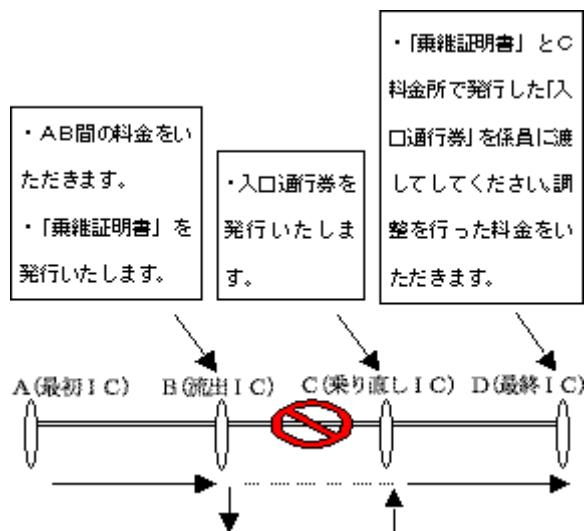
→例えば名古屋ICから流入して、一宮御坂ICを8月13日に流出、東富士五湖道路を經由して御殿場ICから流入して東京インターに流出する場合、東京インターは、8月15日中までに流出しないと**本乗継特例の対象となりません**

ご注意：東京・大阪の大都市近郊区間は地方部区間の料金の1000円上限の対象外となり、地方部区間の料金（1000円上限）に別途加算されます

例）東京～吹田（6～22 時の時間帯にご利用の場合 普通車） 10,650 円→2,650 円

Q4 通行止めにより一旦高速道路を降り、再度乗り継いだ場合の料金調整額の計算方法について教えてください。

高速道路の通行料金は、一定距離以上を連続してご利用いただいた場合には料金の割引を行う「長距離逓減制」を適用しています。このため、通行止めにより一旦高速道路を降りた場合にはこの長距離逓減が途絶えてしまい、最初の通行と再度乗り継いだ通行の料金の合計額が、直通の通行料金よりも割高になってしまう場合があります。東／中／西日本高速道路株式会社ではこのような場合、お客様個々のご利用に合わせ料金調整を行っております。



ご利用の方法としては、一旦流出をする料金所（B料金所）でA B間の通行料金を頂く際、お客様の申し出により「高速道路通行止め乗継証明書」をお渡しますので、最終料金所（D料金所）にて、乗りなおした料金所（C料金所）で発行した「入口通行券」と一緒に係員にお渡しください。最終料金所（D料金所）では、以下の計算式（※）により算出し調整された（直通で走行した場合の料金から長距離逓減割引を勘案して未走行区間の料金を減じた）料金をいただきます。

■料金調整計算式（D 料金所）

全線走行した場合の直通料金（AD 間の料金）から、長距離逓減割引を勘案して未走行区間の料金を減じた料金（以下の計算式により算出）をいただきます。

$$\text{※ } AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、以下に該当する場合は、その料金を収受させていただきます。

(1) $AD - AB < 0$ 円場合 $D = 0$ 円

(2) $BD - CD < 0$ の場合 $D = AD - AB$

(3) $AD - (BD - CD) - AB < 0$ かつ $|AD - BD| + CD - AB \geq 0$ であれば

$$D = |AD - BD| + CD - AB$$

※総延長が100km以下で、全国的な高速道路網との間で連続した利用ができない高速道路の場合、調整額は全車種一定額とします。

○全車種150円の調整

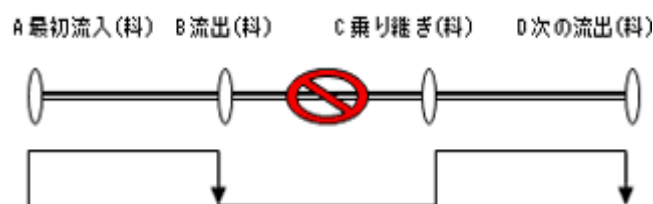
札幌自動車道(札幌西～小樽)、阪和自動車道(岸和田和泉～有田、御坊南～南紀田辺)、関西空港自動車道

○全車種100円の調整

沖縄自動車道

※AB間からCD間へ乗り継ぐ間に均一料金制の有料道路をご利用された場合、当該均一料金制の有料道路の通行料金は料金調整の対象とはなりません。

Q5 ETC走行の場合、通行止めにより一旦高速道路を降り、再度乗り継いだ場合の料金調整について教えてください。



ETC車がAB間を無線通信により通行していただいた場合は、一旦流出する前(A B間)と同一のETC車で同一のETCカードをご利用いただき、無線通信により乗り継ぎ後(CD間)をご利用いただければ、所定の計算方法により通行料金を調整します。

その際、一旦流出する料金所(B料金所)では「乗継証明書」を受け取る必要はありません。また、次の流出料金所(D料金所)の料金表示器では通常のCD間の料金が表示されますが、クレジットカード会社等からの請求時には調整後の料金となります。

(「ハイカ・前払」残高管理サービスにおける利用明細及びETCマイレージサービスにおける還元額明細に表示されるご利用金額も計算処理が終了した時点で調整後の料金に修正されます。なお、ETC利用照会サービスの表示金額については、通常料金が表示されます。)

- A料金所：無線通信によりご通行ください。
- B料金所：無線通信によりご通行ください。

AB間の料金となります。

- C料金所：無線通信によりご通行ください。

(AB間と同一のETCカード利用)

- D料金所：無線通信によりご通行ください。

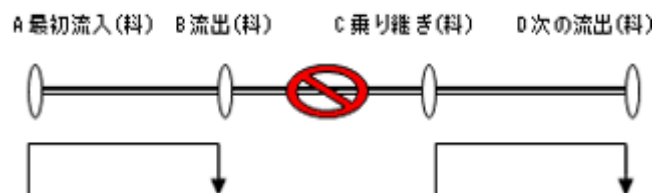
(AB間と同一のETCカード利用)

後日、計算処理が終了した時点で調整後の料金に修正されます。

※AB間とCD間を異なる車両またはETCカードでご利用された場合は、料金調整をすることができません。

※A、B、C、D料金所が本州四国連絡高速道路株式会社の料金所の場合も、同様にご通行ください。

Q6 ETC走行で入口を通過したが、通行止により高速道路を降りる際に、ETC走行せず、係員のいるブースに行ってしまったが、乗継調整や時間帯割引は適用されるのでしょうか。



最終料金所(D料金所)では、そのままETC車線を通過していただければ、ETC時間帯割引を加味した乗継調整後の料金をいただきます。ただし、C料金所で一旦ご停止の上、通行券をとられた場合は、D料金所では係員のいるレーンで必ず一旦ご停

止の上、当該通行券とETCカードをお渡しください。また、ETC時間帯割引の適用条件を満たしている場合は、お手数ですがD料金所の係員へその旨お申し出下さい。

なお、D料金所の料金表示器では通常のCD間の料金が表示されますが、クレジットカード会社等からの請求時には時間帯割引及び乗継調整を加味した調整後の料金となります（「ハイカ・前払」残高管理サービスにおける利用明細及びETCマイレージサービスにおける還元額明細に表示されるご利用金額も計算処理が終了した時点で調整後の料金に修正されます。なお、ETC利用照会サービスの表示金額については、通常料金が表示されたままとなります。）。

Q7 通行止めにより一旦高速道路を降り、再度乗り継いだ場合、障害者割引措置と料金調整を同時に受けることができるのでしょうか。

通行止めにより一旦流出をする料金所（B料金所）で、一旦停車して「身体障害者手帳又は療育手帳」を呈示いただければ、障害者割引措置を実施するとともに、「高速道路通行止め乗継証明書」をお渡しいたします。最終料金所（D料金所）では、一旦停車して、「身体障害者手帳又は療育手帳」「乗継証明書」及び乗りなおした料金所（C料金所）で発行した「入口通行券」を提出いただければ、障害者割引措置と料金調整を同時に行います。

なお、障害者割引制度のETC利用の登録をされている場合で、登録されている車載器・ETCカードにてご利用いただいた場合は、ETCでご利用いただいても障害者割引措置と料金調整が同時に行われます。

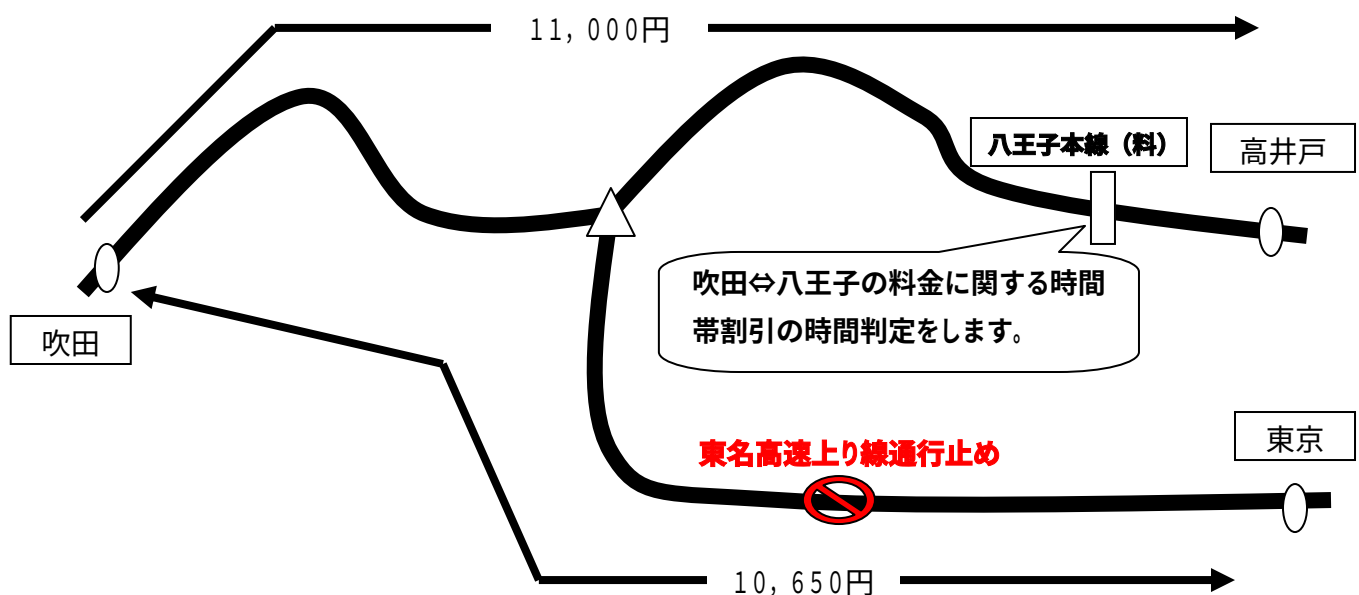
※ETCの利用により障害者割引制度の適用を受けるには所定の手続きが必要です。
また、ETC未整備料金所、通信エラーによるバーが開かない等、係員により収受を行う場合は、「身体障害者手帳又は療育手帳」の呈示が必要となりますのでご注意ください。

Q8 大阪(吹田)から東京へ向かうのに、東名高速道路上り線の通行止めを避けるため、中央自動車道へ迂回して通行したら、料金は東名高速道路を通行した額に調整されるのでしょうか。

東名高速道路上り線の通行止めを避けるため、中央自動車道へ迂回して通行された場合は、中央自動車道経由の料金をいただくことになります。

なお、中央自動車道で大阪方面(吹田IC)⇄東京方面(高井戸IC)をご利用の場合、中央自動車道(八王子以西)に関する時間帯割引の適用の可否については、吹田ICと八王子本線料金所の通過時間で判定しますので、ご注意ください。

参考例／普通車通常料金の場合



Q9 東名高速道路上り線の通行止めを避けるため、中央自動車道へ迂回して通行した場合、休日特別割引や深夜割引などの時間帯割引の時間判定はどのようなのでしょうか。

例えば、中央自動車道に迂回して大阪方面（吹田IC）⇄東京方面（高井戸IC）をご利用の場合、吹田⇄八王子の料金に関する時間帯割引の適用の可否については、吹田ICと八王子本線料金所の通過時間で判定しますので、ご注意ください。

